

別紙

諮問第1109号

答 申

1 審査会の結論

本件部分開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日に交通事故で〇〇警察署の警察官に取り扱われた際に作成された犯罪事件受理簿（乙）及び交通事故事件捜査記録表」の開示を求める本件開示請求に対し、警視総監（以下「実施機関」という。）が令和6年1月4日付けで行った本件部分開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件部分開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和6年6月24日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和8年4月14日に実施機関から理由説明書を、同年5月22日に審査請求人から意見書を収受し、同年5月25日（第201回第三部会）及び同年6月24日（第202回第三部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報及び本件不開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、「犯罪事件受理簿（乙）（受理日：令和〇年〇月〇日、受理番号：〇〇署第〇〇号）」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報１」という。）及び「交通事故事件捜査記録表（〇〇警察署、受理月日時：〇年〇月〇日〇時〇分）」に記録されている情報（以下「本件対象保有個人情報２」という。）を特定し、別表に掲げる不開示情報を不開示とする本件部分開示決定を行った。

審査請求人は審査請求書等において、本件部分開示決定のうち、本件対象保有個人情報１の「第一当事者」欄の括弧内に記録されている情報を不開示とした部分（以下「本件不開示情報」という。）に限定して取消しを求めている。よって、審査会は、本件不開示情報の不開示妥当性について検討する。

イ 犯罪事件受理簿（乙）について

犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）62条は、犯罪事件を受理したときは、警察庁長官が定める様式の犯罪事件受理簿に登載しなければならないと定めている。また、交通事故における犯罪事件受理簿の様式は、犯罪事件受理簿等の様式について（通達）（平成29年１月31日警察庁丙刑企発第８号。以下「警察庁通達」という。）により、別記様式第２号として「犯罪事件受理簿（交通事故関係）」が示されていることから、実施機関は、「警視庁交通事故取扱規程の制定について」（昭和37年７月18日通達甲（交．総．管）第45号）において、人の死傷を生じた交通事故事件を認知したときは、犯罪事件受理簿（乙）を作成することとしている。

ウ 本件不開示情報の不開示妥当性について

審査請求人は、警察庁通達における犯罪事件受理簿の様式には「被疑者（第一当事者）」と印字されていることから、「第一当事者」とは「被疑者」であるということが慣行として公とされているのであり、本件不開示情報は「被疑者」であると解されるため、開示されるべきであるなどと主張する。

これに対し、実施機関は、犯罪事件受理簿（乙）の「第一当事者」欄の括弧（以下「第一当事者欄括弧」という。）内に記録される情報は、交通事故事件捜査事務に

関する評価、判断に係る情報であって、開示することにより、事務を担当する職員が開示された場合の影響を懸念して、事実調査に基づく客観的な評価、判断に関する情報の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が抽象化や形骸化することにより、正確な事実の把握が困難になるなど、今後の交通事故事件捜査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、法78条1項7号に該当する旨説明する。また、第一当事者欄括弧内には、交通事故を取り扱った警察職員が事実調査に基づいた評価、判断として、「被疑者」、「被害者」及び「その他」のうちのいずれかを記載するため、「被疑者」に限定されない旨説明する。

審査会が、本件対象保有個人情報1のほか、実施機関の交通事故事件に係る犯罪事件受理簿（乙）の作成要領等を確認したところ、第一当事者欄括弧内には、交通事故事件を受理した際の調査結果による評価、判断に基づいて、「被疑者」又は「被害者」を記載するものと認められ、その記載は「被疑者」に限定されるものではなかった。

さらに、第一当事者欄括弧内の「被疑者」又は「被害者」の記載は、その後の詳細な捜査を経ることにより、変更となる可能性が否定できないものである。

そうすると、犯罪事件受理簿（乙）に交通事故事件を受理した際の調査結果を記載するに当たり、第一当事者欄括弧内に記載した評価、判断に係る情報が開示されることとなれば、当該事務を担当する警察職員が率直な記載を躊躇し、正確な事実の把握が困難になるおそれがあるとの実施機関の説明は、首肯できるものである。

したがって、本件不開示情報は法78条1項7号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

高世 三郎、北原 一夫、樋渡 利美、峰 ひろみ

別表（本件部分開示決定）

不開示情報	根拠規定
警察職員の氏名及び印影（管理職を除く。）	法78条1項2号
	法78条1項5号
・ 本件対象保有個人情報1のうち「第二当事者」欄中の「運転免許」欄及び「勤務先」欄に記録されている情報 ・ 本件対象保有個人情報2のうち「第一当事者」欄の不開示とした部分に記録されている情報	法78条1項2号
・ 本件対象保有個人情報1のうち「第一当事者」欄の括弧内及び「第二当事者」欄の括弧内に記録されている情報 ・ 本件対象保有個人情報2のうち欄外の不開示とした部分に記録されている情報	法78条1項7号